

第8章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその認定理由

本事業における環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその認定理由について、環境影響評価項目毎に検討を行った。

環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその認定理由は、表8-1及び図8-1に示すとおりである。

表 8-1 (1) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	影響要因	環境影響を受ける範囲 であると認められる地域	認定理由
大気質 (窒素酸化物)	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事)	・対象事業実施区域内	・予測結果から、対象事業実施区域の敷地境界における最大着地濃度地点で整合を図るべき基準又は目標を下回っていることから、対象事業実施区域内とした。
		—	・予測結果から、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の敷地境界において、影響は小さいと考えられることから、環境影響を受ける地域はないと考える。
大気質 (粉じん等)	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事)	・対象事業実施区域内	・「大気質（窒素酸化物）」と同様とした。
		—	・「大気質（窒素酸化物）」と同様とした。
騒音	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事)	・対象事業実施区域内	・予測結果から、対象事業実施区域の敷地境界における最大レベル地点で整合を図るべき基準又は目標を下回っていることから、対象事業実施区域内とした。
		—	・予測結果から、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の敷地境界において、影響は小さいと考えられることから、環境影響を受ける地域はないと考える。
振動	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事)	・対象事業実施区域内	・予測結果から、対象事業実施区域の敷地境界における最大レベル地点で整合を図るべき基準又は目標を下回っていることから、対象事業実施区域内とした。
		—	・予測結果から、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の敷地境界において、影響は小さいと考えられることから、環境影響を受ける地域はないと考える。

表 8-1(2) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	影響要因	環境影響を受ける範囲 であると認められる地域	認定理由
水象 (流向及び流速)	土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・予測結果から、流速変化が± 10cm/s 以上となる海域を含 む範囲とした。
水質 (水の汚れ)	土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0km の海域の範囲	・予測結果から、化学的酸素要 求量(COD)の変化が報告下 限值 ^{注1)} の±0.5mg/L 以上と なる海域を含むとともに、 「水象(流向及び流速)」の 変化範囲も考慮し、「水象(流 向及び流速)」と同様とした。
水質 (水の濁り)	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事)	・埋立区域から約 250mの 海域の範囲	・予測結果から、工事により発 生する SS 濃度が 2mg/L 以上 となる海域を含む範囲とし た。
水底の底質	土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・「水象(流向及び流速)」と同 様とした。
地形及び 地質 (重要な地 形及び地質)	土地又は工作物の存在 (埋立の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・「水象(流向及び流速)」と同 様とした。
動物 (重要な種 及び群集並 びに注目す べき生育域 (海域に生 息するもの を除く。))	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事) 土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・「騒音」、「水象(流向及び流 速)」、「水質(水の汚れ)」、 「水質(水の濁り)」のうち、 最も範囲が広い「水象(流向 及び流速)」と同様とした。
動物 (海域に生 息する動物)	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事) 土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・「水象(流向及び流速)」、「水 質(水の汚れ)」、「水質(水 の濁り)」、「水底の底質」の うち、最も範囲が広い「水象 (流向及び流速)」と同様と した。
植物 (海域に生 育する植物)	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事) 土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・「水象(流向及び流速)」、「水 質(水の汚れ)」、「水質(水 の濁り)」のうち、最も範囲 が広い「水象(流向及び流 速)」と同様とした。
生態系 (地域を特 徴づける生 態系)	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事) 土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・生態系の主要構成要素であ る動物及び植物と同様の範 囲とした。

注 1) 報告下限値は、「公共用水域水質測定結果の報告について」(平成 5 年 3 月 29 日環水規 51 号)に基づく。

表 8-1(3) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	影響要因	環境影響を受ける範囲 であると認められる地域	認定理由
景観 (主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)	土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・対象事業実施区域から約 3.0 km の範囲	・主要な眺望地点である「フェリー航路」を含む範囲とした。
人と自然との 触れ合いの活動の場 (主要な人と自然との 触れ合いの活動の場)	工事の実施 (護岸の工事、埋立の工事) 土地又は工作物の存在 (埋立地の存在)	・埋立区域から約 2.0 km の海域の範囲	・「騒音」、「水象（流向及び流速）」、「水質（水の汚れ）」、「水質（水の濁り）」、「水底の底質」のうち、最も範囲が広い「水象（流向及び流速）」と同様とした。
廃棄物等 (建設工事に伴う副産物)	工事の実施 (護岸の工事)	・対象事業実施区域内	・工事中に発生する廃棄物等は対象事業実施区域内のみで発生するものであり、かつ、これらは適正に処理することから、対象事業実施区域内とした。

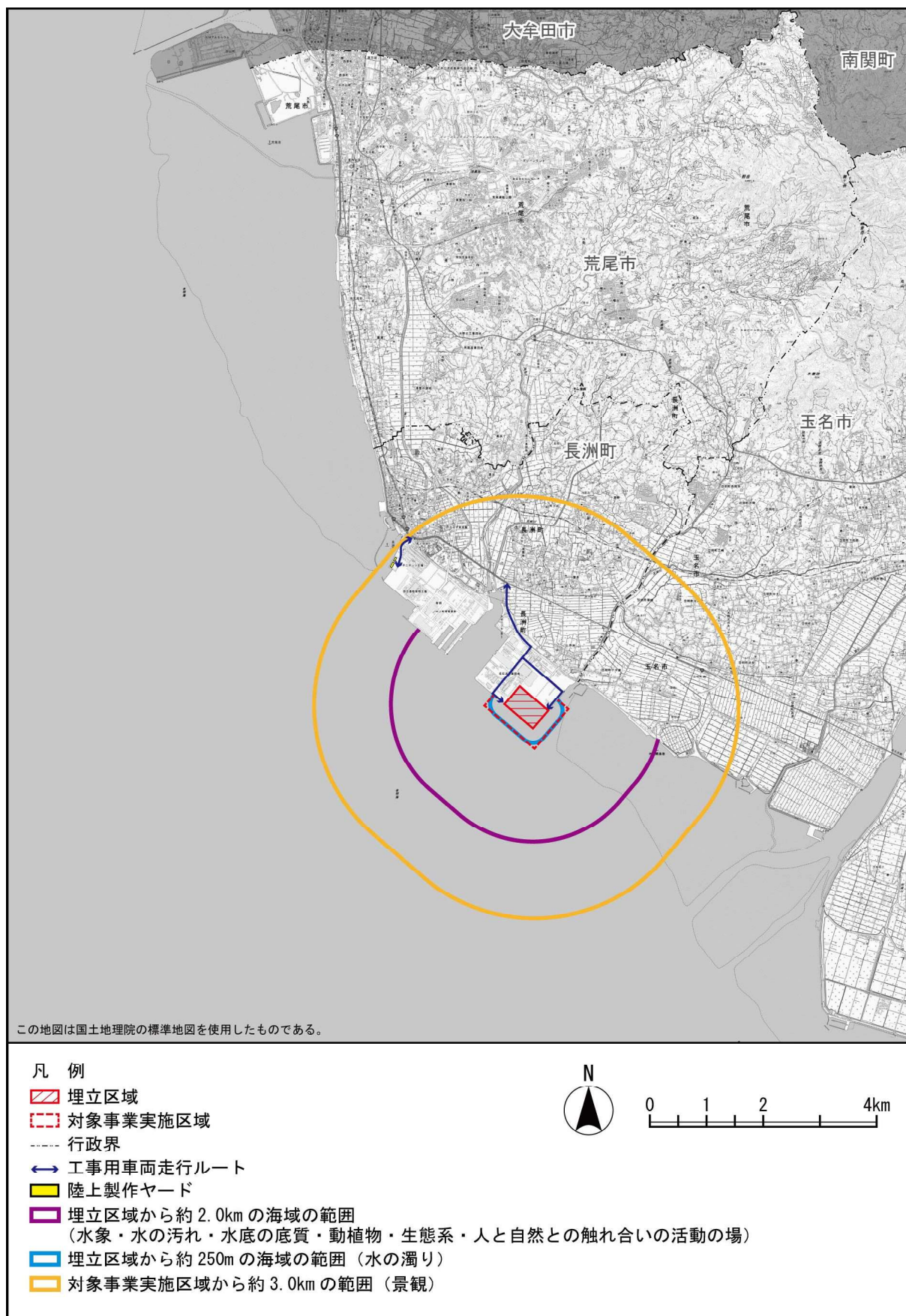


図 8-1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域